

小田原市教育委員会定例会会議録

- 1 日時 平成19年5月28日(月)午後7時～午後7時28分
場所 小田原市役所 602会議室

2 出席した教育委員の氏名

- 1番委員 山田浩子
2番委員 青木秀夫 (教育長)
3番委員 桑原妙子
4番委員 安藤實英 (教育委員長)
5番委員 横田俊一郎 (教育委員長職務代理者)

3 説明等のため出席した教育委員会職員の氏名

- | | |
|----------------------|-------|
| 学校教育部長 | 和田豊 |
| 生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱 | 時田光章 |
| 教育政策課長 | 曾我勉 |
| 学校教育課長 | 佐宗修二 |
| 教職員担当課長 | 柳下正祐 |
| 課長補佐・学事担当主査事務取扱 | 栢沼一郎 |
| 課長補佐兼指導主事・指導担当主査事務取扱 | 長澤貴 |
| 教育研究所長 | 小宮郁夫 |
| 生涯学習センター担当課長 | 高橋幸男 |
| 生涯学習センター担当主査 | 松尾祐一郎 |
| 青少年課長 | 石川俊一 |
| 文化財課長 | 塚田順正 |
| スポーツ課長 | 篠原祐子 |
| 図書館長 | 森徳行 |

(事務局)

- 教育政策課課長補佐・教育政策担当主査事務取扱 杉山博之

4 議事日程

- 日程第1 議案第12号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
- 日程第2 議案第13号 小田原市文化財保護委員の委嘱について
- 日程第3 議案第14号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて
- 日程第4 報告第6号 事務の臨時代理の報告(小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例)について
- 日程第5 報告第7号 事務の臨時代理の報告(小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例)について
- 日程第6 報告第8号 事務の臨時代理の報告(6月補正予算)について

5 議事の概要

- (1) 委員長開会宣言
- (2) 会議録署名委員の決定…桑原委員、横田委員に決定
- (3) 日程第1 議案第12号 小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて
(生涯学習政策課)
提案理由説明…教育長、生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱

青木教育長…それでは、議案第12号「小田原市社会教育委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。社会教育委員につきましては、推薦母体であります小田原市PTA連絡協議会の役員交代に伴う推薦替えによるものでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

生涯学習部次長・生涯学習政策課長事務取扱…それでは、御説明申し上げます。社会教育委員につきましては、社会教育法第15条第2項の規定により、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から選出することとなっております。

現在、本市の社会教育委員は、平成18年8月1日から平成20年7月31日までの2年任期で継続中ですが、このたび、小田原市PTA連絡協議会の代表として委嘱しておりました横田由美氏が、平成

19年3月31日をもって、委員を退かれることとなりました。

その後任として、小田原市PTA連絡協議会から、新たに小田原市立片浦小学校PTA会長の鈴木敦子氏を御推薦いただきましたが、社会教育委員として適任と思われまますので、委嘱いたしたく提案するものです。

以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(4) 日程第2 議案第13号 小田原市文化財保護委員の委嘱について (文化財課)
提案理由説明…教育長、文化財課長

青木教育長…それでは、議案第13号「小田原市文化財保護委員の委嘱について」を御説明申し上げます。文化財保護委員につきましては、任期満了に伴う委嘱替えでございます。細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

文化財課長…それでは、御説明申し上げます。小田原市文化財保護委員は、5月31日で2年の任期が満了するものでございます。全委員には引続き、小田原市文化財保護委員をお願いするもので、本市の文化財行政について、専門的な立場から適切なお指導ご助言をお願いするものです。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

(5) 日程第3 議案第14号 小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて

提案理由説明…教育長、スポーツ課長

青木教育長…それでは、議案第14号「小田原市スポーツ振興審議会委員の一部委嘱替えについて」を御説明申し上げます。スポーツ振興審議会委員につきましては、人事異動等に伴います推薦母体からの推薦替えによるもので

ございます。

細部につきましては、所管から御説明申し上げます。

スポーツ課長…それでは、御説明申し上げます。

スポーツ振興審議会は、スポーツ振興法第18条第4項の規定により、スポーツに関する学識経験のある者及び関係行政機関の職員の中から選出することになっております。

現在、スポーツ振興審議会委員は、平成18年9月1日から平成20年8月31日までの2年任期の継続中ですが、このたび、推薦母体であります、神奈川県立高等学校長会、小田原医師会及び、神奈川県立体育センターから新委員の推薦がありました。

神奈川県立高等学校長会から選出され、委嘱しておりました宮坂 敏一委員に代わり、高橋悟氏の推薦をいただきました。

小田原医師会から選出され、委嘱しておりました原久美子委員に代わり、山口潤氏の推薦をいただきました。

また、神奈川県立体育センターから選出され、委嘱しておりました高橋悟委員にかわり久保寺忠夫氏の推薦をいただきました。

なお、高橋悟氏につきましては、推薦母体が、神奈川県立体育センターから、神奈川県立高等学校長会に替わり、推薦されております。

3氏におかれましては、スポーツ振興審議会委員として適任と思いますので、委嘱いたしたく提案するものです。任期は、前任者の残任期間として平成20年8月31日までとなります。以上でございます。

(質疑・意見等なし)

採決…全員賛成により原案のとおり可決

- (6) 日程第4 報告第6号 事務の臨時代理の報告 (小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例) について

(学校教育課)

- (7) 日程第5 報告第7号 事務の臨時代理の報告 (小田原市役所支所設置条例等の一部を改正する条例) について (生涯学習政策課 図書館)

(8) 日程第6 報告第8号 事務の臨時代理の報告(6月補正予算)について

(学校教育課 教育研究所 生涯学習政策課 青少年課 図書館)
報 告…教育長、学校教育課長、生涯学習センター担当課長、図書館長、教育研究所長、青少年課長

青木教育長…それでは、報告第6号、報告第7号及び報告第8号の3件の「事務の臨時代理の報告について」を御説明申し上げます。市議会6月定例会に係る教育委員会関係の条例案2件及び補正予算案について、市長に対し意見の申し出をしました。これは、小田原市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第3条第1項に基づく付議事項でございますが、急施を要し、会議を開くことができなかつたため、同規則第4条第1項により、事務を臨時に代理させていただきました。については、同条第2項の規定より御報告するものでございます。細部につきましては、それぞれ所管から御説明申し上げます。

学校教育課長…それでは、報告第6号「事務の臨時代理の報告」についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料の「幼稚園延長保育モデル事業について(案)」をご覧ください。

当事業につきましては、家庭における子育て支援を図るため、平成19年10月9日から、市立酒匂幼稚園におきまして、試行的に実施するものでございます。延長時間は午後2時から4時までで、対象は現在酒匂幼稚園に在籍する園児20名(最大)を予定しております。これに伴いまして、資料の「小田原市立幼稚園の入園料及び保育料の徴収に関する条例の一部を改正する条例(案)」にございますように、現在、1か月の保育料は8,500円でございますが、延長を希望する世帯につきましては、この延長時間分の保育料を4,000円といたしまして、1か月の保育料を1万2,500円とするために、条例を改正するものでございます。

生涯学習センター担当課長…それでは、私から報告第7号「事務の臨時代理の報告」のうち「小田原市生涯学習センター条例の一部を改正する条例」について御説明申し上げます。

小田原市生涯学習センターにつきましては、市民の生涯学習活動を支援

するため、生涯学習活動の総合拠点としての機能を整える必要から、従来の中央公民館及び各分館並びに国府津公民館を生涯学習センターとして位置付け、さる平成19年4月1日に開設いたしました。

このうち、生涯学習センター下曾我分館につきまして、下曾我支所の移転に伴い市民集会施設として用途変更を行うため、当該分館の設置等について定めた条例の一部を改正するものでございます。

それでは、恐れ入りますが、お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。まず、改正の理由でございますが、下曾我地域の活性化を図り、下曾我駅前公共施設の有効利用を推進するため、平成19年10月1日の業務開始を予定し、現下曾我支所を梅の里センター内に移転することに伴い、支所に併設されている生涯学習センター下曾我分館を市民集会施設に用途変更することにより、下曾我分館を廃止することによるものであります。

次に、改正いたします条例の内容でございますが、分館の名称、位置を定めた第2条及び、分館の使用料を定めた別表3（第7条関係）のうち、下曾我分館の箇所を削除するものであります。

なお、この条例は平成19年10月1日から施行するものでございます。以上でございます。

図書館長…それでは、私から報告第7号「事務の臨時代理の報告」のうち「小田原市図書館条例の一部を改正する条例」について、御説明申し上げます。

図書館分館につきましては、小田原市における均一的な読書機会を提供するため支所に併設するかたちで、現在市内6か所に設置しております。これら6か所のうち、この度の下曾我支所の移転に伴い、現支所に併設されている図書館下曾我分館を廃止するため、小田原市図書館条例の一部を改正するものでございます。

恐れ入りますが、お手元の資料をご覧いただきたいと存じます。

条例の一部改正の内容でございますが、分館の名称、位置を定めた第1条第2項第2号に規定されております図書館下曾我分館の名称及び位置を削除するものであります。

なお、分館廃止後は、梅の里センターにおきまして、現在1階に設置し

てございます図書コーナーを2階談話ロビーに移設し、そこを新たに図書館の配本所として位置付け、実質的には、従来と変わらぬ図書サービスを提供してまいります。以上でございます。

学校教育課長…それでは、報告第8号「事務の臨時代理の報告」をご説明申し上げます。資料の「平成19年6月補正予算要求概要」をご覧ください。

最初に学校教育課所管の補正予算の概要についてご説明いたします。

「歳入」のうち、(項)使用料(目)教育使用料の幼稚園保育料につきましては、さきほど報告第6号でご説明させていただきました、市立酒匂幼稚園で試行的に実施いたします「幼稚園延長保育モデル事業」に伴い、延長保育時間に係る保育料といたしまして、10月からの6か月分を1か月4,000円で20人分を見込みまして、合計48万円を計上いたしております。

次に、当事業に係る「歳出」につきましては、(項)幼稚園費(目)幼稚園の臨時教諭賃金といたしまして、臨時教諭2名分で勤務時間は午後1時30分から4時30分までの3時間、合計で59万4,000円を計上いたしております。なお、この経費につきましては、「歳入」の時にご説明させていただきました延長保育に係る保育料の48万円を充当しております。最後に、「歳出」のうち、(項)教育総務費(目)事務局費の需用費「児童健全育成用図書購入費」につきましては、平成19年1月に株式会社「中村屋」様から「学校図書として偉人伝を購入して欲しい」とのことで、教育関係寄付金として、10万8,736円の寄付があり、これを充当し10万9,000円を計上いたしております。購入図書の内容につきましては、寄付者の意向に沿うよう、偉人を紹介した図書を選定・購入する予定であります。なお、平成18年度も同様にご寄付がありましたことを申し添えます。以上でございます。

教育研究所長…引き続きまして、報告第8号「事務の臨時代理の報告」のうち、教育研究所所管分について御説明申し上げます。

まず、歳入でございますが、(項)委託金(目)教育費委託金の、国からの委託事業であります学校・家庭・関係機関が緊密に連携して不登校児童・生徒に対する支援を行う「スクーリング・サポート・ネットワーク

ク整備事業」が、新たに「問題を抱える子ども等の自立支援事業」に強化、一本化されましたので、国委託金を財源に、36万7,000円分を追加し、合わせて100万円分を計上させていただくものであります。

次に、歳出でございますが、当初予算の「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」で計上させていただいておりました不登校児童・生徒の指導員賃金に加え、新たに指導員へ専門的な立場からご助言いただくスーパーバイザーへの報償費等に加え、合わせて100万円分の計上をさせていただくものでございます。以上でございます。

青少年課長…引き続きまして、報告第8号「事務の臨時代理の報告」のうち、青少年課所管分について御説明申し上げます。

(項) 社会教育費、(目) 青少年対策費の団体育成経費「小田原少年少女合唱隊・ポーランド少年合唱団ジョイントコンサート開催費補助金」につきましては、平成19年8月1日に小田原市民会館で開催が予定されておりますポーランド少年合唱団と小田原少年少女合唱隊のジョイントコンサートの経費の一部を助成するために計上したものであります。ポーランド少年合唱団は、ポーランド・グダニスク市の教会合唱団として創立され、ベルギー国際合唱コンクール第1位、フランス国際合唱コンクール第2位等、活動範囲は海外に及び、とても高い評価を受けている合唱団であります。

一方小田原少年少女合唱隊につきましては既にご承知のことと思っておりますが、「合唱」を通して小田原の存在を全国に知らしめるとともに、海外のコンクールでも優秀な成績をおさめ、その活躍は顕著であります。

このたびの両合唱団のジョイントコンサートでは、小田原の子どもたちを招待するなど市内の青少年との交流が企画され、青少年の育成や一般市民との文化交流を促進すると認められる事業であります。

今回補正させていただきます、負担金補助及び交付金20万円につきましては、会場・器具使用料、リーフレット印刷代等の補助として、計上いたしましたものでございます。以上でございます。

生涯学習センター担当課長…引き続きまして、報告第8号「事務の臨時代理の報告」のうち、生涯学習政策課所管分について御説明申し上げます。

歳入で（項）雑入（目）教育費雑入として、1,080万円を計上するとともに、歳出として（項）社会教育費（目）生涯学習センター費にかかる地区公民館育成事業経費として、1,080万円を計上したものでございます。

内容につきましては、地区公民館であります第1区城山公民館が、老朽化に伴い建替えの必要が生じたため、財団法人 自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用し建設費の一部を助成するものであり、助成事業の申請者である小田原市として歳入したのち、当該公民館を管理する地元自治会に交付するものであります。コミュニティ助成事業については宝くじの普及広報活動の一つとして、財団法人 自治総合センターが認定するものです。なお、当該公民館は、小田原駅西口の近くで、所在地は城山3の2の1です。構造は、木造平屋建てで、建築面積は96.55㎡、工事費は、1,993万9,500円でございます。以上でございます。

図書館長…引き続きまして、報告第8号「事務の臨時代理の報告」のうち、図書館所管分について御説明申し上げます。

（項）社会教育費（目）図書館費の「古地図等貴重資料購入費」でございますが、これは、図書館の特別集書であります「柳田謙十郎文庫」の寄贈者で、昨年亡くなられました柳田節子氏のご遺言により、先ごろ、小田原図書館に300万円のご寄付がございましたことから、これを古地図等の貴重資料の購入費に充当するよう今補正予算に計上するものです。

柳田氏は、生前、小田原図書館の運営姿勢を高く評価しておられましたので、今回のご寄付も、そうした当館に対する故人のお考えの現れと理解しております。

購入資料の内容につきましては、「柳田謙十郎文庫」と同様、特別集書として収蔵しております、山崎元幹文庫の旧満鉄関係資料、藤田西湖文庫の武術関係資料、「長谷川如是閑文庫」・「青蛙荘文庫」、「沙羅文庫」等に含まれます文学関係資料等を補完する資料を考えております。以上でございます。

(質 疑)

委 員 長…酒匂幼稚園の延長保育は、在園者以外は対象者にならないのでしょうか。

学校教育課長…10月からの試行では、在園者が対象となります。

横 田 委 員…目的に、「保育園の待機児童の解消を図る」とありますが、これはどう
いう意味になるのでしょうか。

学校教育課長…延長保育の実施により、平成20年度の新規募集から、保育園ではな
く酒匂幼稚園が選択されることになれば、解消が図れると考えています
が、すべての待機児童を対象としているわけではございません。

横 田 委 員…この延長保育は、市民からの要望によるものなのでしょうか。

学校教育課長…市教育委員会として、これからの幼稚園の在り方を考えるとともに、
保護者のニーズを受けて、実施しようとするものです。

桑 原 委 員…6月補正予算要求概要の中で、(項)委託金(目)教育費委託金の「問
題を抱える子ども等の自立支援事業」について詳しく御説明いただけま
すでしょうか。

教育研究所長…昨年度までは、「スクーリング・サポート・ネットワーク整備事業」と
して、不登校を中心とした事業でしたが、名称変更により、今年度から
は「いじめ」「不登校」「暴力行為」「高校中退」「児童虐待」という5つ
の課題に広がった事業となりました。本市では、引き続き、不登校につ
いて事業を実施するものでございます。

山 田 委 員…指導には、決まった場所があるのでしょうか。

教育研究所長…適応指導教室で指導を行ってます。市内に2箇所あり、不登校の子ど
もが来ております。家庭訪問や宿泊研修への参加も行っております。

(その他質疑なし)

(9) 委員長閉会宣言

平成19年6月28日

委 員 長

署名委員（桑原委員）

署名委員（横田委員）